見本

社会福祉学原論

脱構築としての社会福祉学

中村　剛
Takeshi Nakamura

㈱みらい

見本

はじめに　――“人間の顔”を中心にした社会福祉のために

もし、社会福祉を絵で描いた場合、その中心にあるのは何だろうか。社会福祉の絵を描くとすれば、その中心には人間の顔がなければならない。悲しみの顔、喜びの顔、ほほ笑んだ顔、不安な顔、何かを訴えている顔、表情を失っている顔…。「社会福祉の絵」の中心には常に人間の顔がある。そのような考えをもとに、社会福祉とは何であるのかを説明しているのが本書である。

学問は現実を抽象化する。そこでは、抽象的な言葉（専門用語）を使って現実を説明しようとする。そのため、抽象的な言葉を生み出し、操り、論理という規則に基づいた説明の体系をつくり上げる。

社会福祉学においても、ニーズやシステム（例えば、価値システム、対象システム、施策システム、利用支援システム、社会行動システムなど）といった抽象的な言葉が使われ、その言葉をもとに社会福祉が説明される。

このように物事を抽象化したり、論理という規則に基づいて考える人間の能力は、理性といわれる。感情は移ろいやすいものであるが、理性は移ろわない普遍的なものと考えられている。そして、このような考え（思い込み）のもと、感情や感覚を表す顔は、社会福祉学の中では隠れ、見えにくくなっている。

しかし、理性とは、それほど普遍的で信頼のおけるものだろうか。理性が権力と結びつき、人を支配しようとしたり、ときに暴力を振るい、野蛮に転化してしまうことは、歴史や哲学が教えるところである。

社会福祉を学問として理解しようとする場合、理性よりも根源的なところに感情や感覚があることを忘れてはならない。理性は、人間の誰もがもっている普遍的な能力では決してない。何らかの障害により理性という能力が不十分、あるいは欠けている人はたくさんいる。しかし、そのような人も、痛い、不快、心地よいといった感情や感覚はもっている。理性と比べれば、このような感情や感覚のほうが、より多くの人が有しているという意味では普遍的である。そして、この感情や感覚が表れるのが、“顔”なのである。

見本

阿部志郎は、著書『福祉の哲学』の中で、「長い実践のなかで、学んだこと、見聞きしたこと、涙したこと、微笑みを誘われたこと、感動したことは数えきれない」（p.ⅱ）と語っている。そう、現実の社会福祉という営みには、悲しみ、不安、喜び、悔しさ、絶望と希望、温もりがある。このような感情や感覚、そして、その表現である顔を中心におき、理性という能力の危うさを十分に意識した上でそれを適切に用いて、社会福祉学を構築していきたい。このような気持ちのもとにまとめられたのが本書である。

本書が、社会福祉を学ぼうと思ってくれている“あなた”の気持ちに応える内容となっていることを願っている。

2010年３月

中村　剛

見本

はじめに ――“人間の顔”を中心にした社会福祉のために　1

序論――社会福祉学原論の構想

1　本書の課題 ……17
2　背景にある哲学 ……17
3　視点・風景・動機 ……18
1　視点　18
2　風景 ―私が眺めている風景と他者が眺めている風景―　19
3　動機　20
4　方法 ……21
5　本書が提示する社会福祉学 ――脱構築としての社会福祉学 ……22
1　世界に対する理解　22
2　脱構築　22
3　脱構築としての社会福祉学　23
6　社会福祉学に基づく社会福祉教育のために ……23
1　社会福祉を学ぶ学生　23
2　社会福祉教育カリキュラム　24
3　社会福祉学の役割　25
4　社会福祉学を根拠とした社会福祉教育のために　26
5　社会福祉学の原点である「社会福祉学原論」　26
7　本書を通して学んでほしいこと ……26

第Ⅰ部　原理論

第1章　原理論 ……33
1　生活を理解する ……34
1　生活の3層構造　34
2　生活をする上で必要なもの　34
3　生活をするために必要なものが欠けた場合　35

見本

2　生活を支える仕組み ……35
1　政策 ―公共政策の１つとしての社会政策―　35
2　分析枠組み ―雇用レジームと福祉レジーム―　36
3　政策の主体 ―福祉国家からソーシャル・ガバナンス―　38
4　方法 ―再分配・潜在能力・承認―　39
5　財源　41
3　社会政策における社会福祉の固有性 ……41
1　社会福祉の固有性に関する３つの見解　42
2　領域およびアプローチの固有性 ―古川孝順の見解―　44
3　社会福祉の固有性　46
4　社会福祉の全体像 ……48
1　社会福祉という言葉の意味　48
2　社会福祉の構成要素　49
3　社会福祉の全体像　51
4　社会福祉の全体像と本書の構成　53
5　社会福祉の原理 ――社会福祉が成り立つ根拠 ……54
1　「他者への責任＝倫理」への気づき　55
2　生活困難（事実の問題）を必要・権利（価値の問題）として理解する　56
3　正義を求める　56
6　社会福祉の本質 ――社会福祉を社会福祉と規定している特質 ……57

第２章　基礎概念論 ……61
1　社会と国 ……62
1　社会　62
2　国　63
2　個人に対する理解 ――社会福祉における人間理解 ……64
1　社会福祉における人間理解　64
2　目に見えないものの大切さ　66
3　社会福祉学の原点としての「世界そのものとしての個人」　66

見本

3 国と憲法 ……67
1 国が守るべきルールとしての憲法 67
2 国を統治する３つの原理 67
3 民主主義の限界と立憲主義 69
4 国と地方自治体 ……70
1 国と地方自治体の関係 70
2 国と地方自治体の役割分担 71
5 正義・法・権利の関連性 ……72
6 正義 ……72
1 正義が問われる場所 72
2 正義を考える上で大切なこと 73
3 正義の意味内容 73
7 法 ……75
1 法の特徴と目的 75
2 法の分類 76
3 法の効力 77
8 権利・人権 ……78
1 人権の意味 78
2 人権の法的性格 ―権利の生成・定着過程― 79
3 法的権利に対する３つの見方 79
9 倫理 ……80

第３章 歴史論 ―歴史と記憶― ……83
1 歴史を学ぶとは ……84
1 歴史を学ぶということ 84
2 歴史(過去)を探究する２つの視点 85
3 歴史と記憶を学ぶ理由 85
2 社会福祉の歴史 ……86
1 支援の形態 86
2 岡村重夫による社会福祉の発展論 88
3 今日における社会福祉 89

見本

3　社会福祉の記憶 …… 90
1　人間性の破壊をもたらした人間の過ち　90
2　集団の暴力により生きることが叶わなかった生　90
3　世間と社会の差別・偏見による苦しみと不安　91
4　歴史と記憶から学ぶ …… 92
1　歴史から学ぶ ―何が社会福祉を切り拓いてきたのか―　92
2　記憶から学ぶ ―何を記憶し、語り継がなければならないのか―　94
コラム1　ベンヤミンの歴史哲学と福祉思想 …… 96
―ありえたかもしれない可能な生への応答―

第Ⅱ部　実体論

第4章　対象論 …… 99
1　基本的な視点 …… 100
2　事実としての対象理解 …… 101
1　生活困難な状態 ―生活をする上で必要なものが欠けた状態―　101
2　生活困難な状態を表す概念 ―社会的剥奪―　103
3　生活困難な状態にいる人たちの理解　104
3　価値に基づく対象理解 …… 106
1　必要（ニーズ）　106
2　人権　107
4　対象化と非対象化 …… 110
1　対象化の要因　110
2　非対象化の要因　111
5　対象（必要性）の原因を理解する …… 112
1　個人と環境との交互作用
―事実の水準（科学の領域）における原因の理解―　112
2　なぜ、この私が
―事実を超えた水準（形而上＝哲学の領域）における原因の理解―　112
3　原因理解がもたらすもの　113

見本

第５章　主体論……117

1　主体についての考え方……118

2　主体の分類……118

1　社会の諸領域（部門）　118

2　規模（次元）と役割　119

3　責任　120

4　その他の観点　122

3　主体が有している価値・規範……123

4　専門性……124

1　専門性の意味　124

2　社会福祉専門職であるからこそできること　124

3　専門性を支える価値・知識・技術　125

4　専門性についての現状と課題　127

5　社会福祉の目的……128

1　個人の状態　128

2　地域・社会の状態　128

コラム２　村上春樹文学と福祉思想……131
—システムに抗して壊れやすい卵を護る文学—

第６章　政策論……133

1　社会政策・社会保障政策・社会福祉政策の概念整理……134

1　社会政策・社会保障政策・社会福祉政策の関係　134

2　福祉政策　134

2　社会政策の全体像……135

1　必要と欲求（需要）　135

2　資源とその供給主体　136

3　家族による必要の充足と限界　137

4　市場による必要の充足と限界　137

5　社会政策の主体と目的　138

6　社会政策の本質　—再分配と承認—　139

7　再分配の原則と考え方　139

見本

3　社会政策と社会福祉 ……141
1　社会政策と社会福祉の関係性 ―社会福祉のＬ字型構造― 141
2　三重のセーフティネット　142
3　セーフティネットのナショナルミニマム化　143
4　社会福祉政策の論点 ……144
1　経済および公共政策の水準　144
2　雇用と社会保障の水準　145
3　社会福祉政策の水準　146
5　社会福祉政策の公理と原理 ……149
1　社会福祉政策の公理　149
2　社会福祉政策の原理　150
6　社会福祉の政策主体と実施主体 ……152
1　社会福祉の政策主体　152
2　社会福祉の実施主体　154
7　社会福祉政策の方法 ……154
1　給付　154
2　規制　155
3　福祉計画　155
8　社会福祉政策の実体化とプロセス ……156
1　政策の実体化　156
2　政策のプロセス ―課題設定から政策評価―　157

第７章　法制論 ……163
1　社会福祉関係法の体系 ……164
1　原理に関する法としての憲法　165
2　基礎構造に関する法律　165
3　サービス給付に関する法律　166
4　個別のサービスに関する法律　166
5　基本法　167

見本

2 社会福祉法制度の展開 ……167
1 社会福祉法制度を理解するための分析枠組み 167
2 社会福祉法制度の発展過程 168
3 社会福祉法 ……180
1 社会福祉法の全体像 180
2 社会福祉法における社会福祉 181
3 社会福祉事業 182
4 福祉サービスの基本的理念 183
5 地域福祉推進の理念 183
6 行政の実施体制 184
7 経営組織とサービス提供の原則 185
8 地域福祉の推進 187

第8章 行財政論 ……191
1 社会福祉の行政 ……192
1 行政の基礎知識 192
2 社会福祉行政の実施体制 193
3 国・都道府県・市町村 195
4 社会福祉の専門行政機関 198
5 社会福祉行政事務の種類と推移 201
2 社会福祉の行政計画 ……203
1 行政福祉計画の必要性 203
2 行政福祉計画の概要 204
3 行政福祉計画の分類 206
4 行政福祉計画の性格 206
5 福祉計画を策定する上で大切なこと 207
3 社会福祉の財政 ……208
1 財政とは何か 208
2 財政の役割(機能) 209
3 財源(歳入) 210
4 管理(予算) 211

見本

5　行うべきこと（歳出）　212
6　財政を取り巻く日本の現状　213
7　財政機能の再構築のために　215
コラム３　『リトル・プリンセス ―小公女―』と福祉思想 ―本当に大切なものを分かち合う人間の美しさ― ……220

第９章　供給論 ……221
1　福祉サービスの供給体制 ……222
2　委託制度と指定管理者制度 ……224
3　福祉サービスの供給方式 ……224
1　措置制度　224
2　措置制度の意義と限界　225
3　措置制度からの脱却　226
4　今日の福祉サービス供給方式　226
4　福祉サービス供給体制の課題 ……231
1　既存の供給体制の限界　231
2　福祉サービス供給体制に求められること　232
3　課題としてのソーシャルアドミニストレーション　234

第10章　運営管理論 ……237
1　社会福祉施設の運営管理の全体像 ……238
2　組織管理とサービス管理 ……239
1　全体の枠組み　239
2　組織管理　240
3　サービス管理　243
3　人事・労務管理と財務管理 ……246
1　人事・労務管理　246
2　財務管理　247
4　社会福祉施設における運営管理の課題 ……248

見本

第11章　支援論 ……251

1　政策と支援の関係 ……252

1　政策や組織が掲げる理念の実現　252

2　政策や理論の検証と提言　252

3　支援の中で気づく価値　254

4　政策に規定されない自発的な支援　254

5　政策と支援の関係（全体像）　255

2　支援および支援現場がすべきこと ……255

3　支援の機能 ……256

1　支援を必要としている人がおかれている状況　256

2　支援を規定する社会福祉の在り方　257

3　求められるソーシャルワークの機能　258

4　ソーシャルワーク ……263

1　ソーシャルワークの意味と全体像　263

2　ソーシャルワークが対応する生活課題　265

3　ソーシャルワークのプロセス　265

4　介入の次元と介入の仕方　268

5　支援する上で必要なこと ……269

1　支援における３層構造　269

2　３層構造の体系　271

3　支援する上で大切なこと　272

コラム４　『星の王子さま』と福祉思想 ……276
—“かけがえのなさ”が生まれるとき—

第12章　権利保障論 ……277

1　社会福祉の権利 ……278

1　「社会福祉の権利」の意味　278

2　限られた資源と資源の再分配　278

3　権利の一応性　279

4　基準化アプローチ　279

5　権利の重さ —具体的権利と抽象的権利—　280

見本

2　**権利保障の意味** ……280
3　**権利救済の仕組み** ……281
1　行政不服申立制度　281
2　行政事件訴訟　282
3　損害賠償請求訴訟　282
4　**権利擁護の仕組み** ……283
1　権利擁護の必要性　283
2　法律に基づく権利擁護の仕組み　284
3　法律に基づかない権利擁護の仕組み　287
5　**尊厳と権利を帰す社会福祉の構築** ……287

おわりに　290
索引　292

◆引用の表記について

本文中の引用箇所は、（著者名 発行年：該当ページ）という形で表記している。例えば、（中村 2009：28）とは、章末に掲げた文献リストにある、中村…（2009）『文献名』出版社、の文献を指しており、その28ページから引用していることを意味している。

なお、本文中、（著者名 発行年：該当ページ）の前あるいは後ろに「　」で引用箇所を示している場合、「　」内は原文そのままの引用である。しかし「　」がない場合は、引用箇所に加筆あるいは要約などをしている。また、著書および発行年が同じ場合には、（中村 2009-a：28）、（中村 2009-b：56）というように、発行年のあとに-a、-bと付けて区別している。

第1章 見本

原理論

第1章の原理論では、①他の生活を保障する仕組み・活動とは異なる社会福祉の固有性、②社会福祉の全体像、③社会福祉を成り立たせている原理、④社会福祉を社会福祉たらしめている本質について説明する。これらは、社会福祉を理解する上で中核となる論点であり、これらに対する見解は、「社会福祉とは何であるのか」という根源的な問いに対する答えを形成する。

しかしながら、本章で提示した答えは、「社会福祉とは何であるのか」という問いに対する1つの見解に過ぎない。というのも、目に見えるような表面的な事柄については答えがあっても、その根源にある目には見えない本質的な事柄に対する答えは、常に、より適切な見解へと開かれているからである。

社会福祉とは何か。この問いに対するより適切な理解を求めようとする意志が、社会福祉を学ぶ上で、また、社会福祉学を形成していく上での原動力となる。本章を1つの見解としつつも、各自で「社会福祉とは何だろうか」という問いをもって、これから社会福祉を学んでほしい。これが、原理論のメッセージである。

見本

第1節　生活を理解する

社会福祉は、生活を支える仕組みや活動の１つである。この社会福祉を理解する上で大切なことは、生活を全体として理解することである。生活にはいくつかの層があり、また、生活をしていく上で必要なことはいくつもある。まず、これらのことを説明した上で、生活をする上で必要なものが欠けた場合にはどのような状態となるか、その一端を紹介する。

1　生活の３層構造

生活とは、生きて活動することである。生きて活動するのであるから、その前提には、いのちがある。すなわち、生活にはいのちという側面がある。このいのちに支えられ、あるいはいのちを育みながら、様々な活動をすることが生活である。そして、すべての人に与えられたいのちが、様々な生活を通して、その人に固有なかけがえのない人生を創造していく。生活は、結果として、かけがえのない人生を創造していく。

生活は、英語では“life”であるが、“life”は生活のほか、いのち、人生といった意味をもっている。社会福祉における支援は、このような生活の全体性を踏まえて行われる。

2　生活をする上で必要なもの

生きて様々な活動をする上で必要なものには、次のようなものがある。

①個人の要因

- 心身の健康。（健康）
- 活動を遂行する能力。例えば、食事をする、着替えをする、歩く、話をするなどの日常生活を営む上で必要な能力。（能力）

見本

②環境の要因

- 選択肢のある生活。（自由）
- 家族、学校、職場などにおける他者や諸制度との適切なかかわり。（愛情・承認・所属感）
- 収入を得るために必要な働く場と収入。（仕事と収入）
- 食糧、衣類、物品など市場で購入できるもの。（物品とサービス）
- 住宅、教育、福祉などの市場では購入が困難なもの。（公共サービス）

これらの生活をする上で必要なものが欠けると、生活をすることが困難になる。

3　生活をするために必要なものが欠けた場合

以前は、終身雇用という言葉が表すように、収入を得る職場に生涯勤めることができる環境があった。しかし、雇用の非正規化が進む中、いつ解雇されるかわからない不安定な立場にいる人びとが数多くいる。正規の職員にしても正規職員としての負担が多くなり、心を病む人、中には過労死してしまう人もいる。このような状況の中、ストレスを抱えた夫が妻に暴力を振るったり、親が子どもを虐待するような事態も生じている。

第２節　生活を支える仕組み

生活を支える仕組みや活動は、社会福祉だけではない。ここでは、生活を支える政策にはどのようなものがあるのか、その政策を誰が考えるのか、そして、どのような方法により、その政策を実現していくのかを説明する。

1　政策 ―公共政策の１つとしての社会政策―

国や地方自治体といった政府が主体となって策定・実行される政策を公共政

見本

策[1]という。この公共政策には、秩序維持政策、経済政策、社会政策がある。

秩序維持政策は、社会の秩序を維持するために必要とされる政策である。具体的には、警察、消防、自衛隊、司法などがこれに当たる。

経済政策とは、経済システムに介入して制御することで、経済の安定・成長をもたらそうとする政策である。金融政策、財政政策、産業政策などがこれに当たる。政府は、景気の後退期には減税や公共支出の増大によって景気の回復を試みる（武川 2004：152）。

社会政策とは、市場メカニズムが有効に機能しない領域に対し、人びとの生活の安定と向上を目指して、あるいは、社会生活を営む上で起こりうる様々なリスクに対応するためになされる政策である。具体的には、「図１－１　公共政策の一環としての社会政策」に掲げるような政策である。

この社会政策のうち、わが国では、所得保障、保健・医療保障、社会福祉の３領域を総称して社会保障といわれる。また、人びとの生活を支える上では、社会保障と並び雇用が重要となる。そのためここでは、社会政策を社会保障政策、雇用政策、関連領域政策（住宅政策、教育政策、その他）とに分ける。

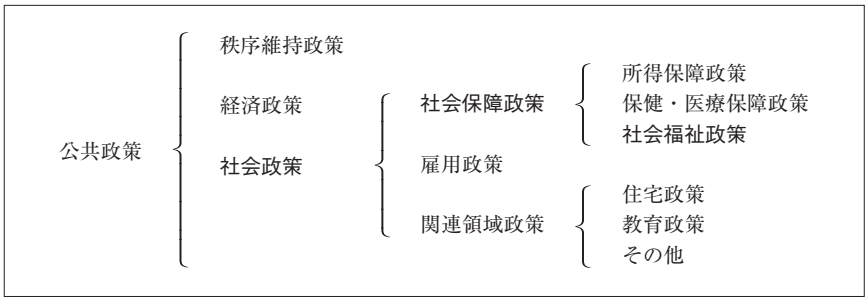

図１－１　公共政策の一環としての社会政策

出所：武川（2009：52、60）の図をもとに筆者が作成

2　分析枠組み ―雇用レジームと福祉レジーム―

人びとの生活を支える仕組みをつくるのが社会政策である。それは、図１－

見本

１で示したように社会保障政策、雇用政策、そして、関連領域政策の３部門から構成される。このうち、宮本（2009：iv-vi）は、雇用と社会保障を結びつける言葉として生活保障という言葉を提示している。人びとの生活は、まず働く場所があることで成り立つ。今日、社会問題となっている貧困は、１つには働くところがない、あるいは不安定なことが大きな要因となっている。そしてもう１つには、働くところを失ったときに生活を支えてくれるはずの社会保障が十分に整備されていないことが要因となっている。

これまで社会福祉は、社会保障の中で所得保障、保健・医療保障と並ぶ１つの政策という位置づけで理解されてきた。しかし、社会福祉が対応しなければならない諸問題を分析し、理解するためには、社会政策、さらにはその中で雇用と社会保障との連携からなる生活保障という観点が必要となる。

以下では、雇用と社会保障の政策を理解するためにレジームという概念を導入する。レジームとは、一般的には体制を意味するが、ここでは雇用や社会保障を支える体制・仕組みといった意味でこの概念を用いる[2)]。

(1) 雇用レジーム

社会の中で生活をしていくためには、まず、働く場の確保・創出、可能な限り継続して就労できる環境、そして、働くことにより、健康で文化的な最低限度の暮らしができる賃金の保障が必要である。

働く場の確保・創出を行うのは、労働市場政策である。これは、第二次世界大戦後、失業対策（消極的労働市場政策）としてはじまり、1970年代にかけて雇用政策（積極的労働市場政策）に転換した。雇用政策は、政府が労働市場に適時介入することで、働く意思と能力を有する人に対して様々な雇用機会の創出、および職業訓練や職業紹介を通じて雇用可能性の拡大を図る政策である。この政策に基づく主だった法律には、職業安定法、雇用対策法、雇用保険法などがある。雇用政策の実行にかかわる拠点としては、ハローワークなどがある。

一方、継続して働くことができ、かつ、そこで最低賃金の保障を行うのが労働基準政策である。この政策に基づく主な法律には、労働基準法、最低賃金法、